

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月26日	
条例の題名	市町村立学校職員退職年金および退職一時金支給条例		公 布 日	昭和28年4月1日
条 例 番 号	昭和28年三重県条例第5号		直 近 改 正 日	平成16年3月23日
所管部局課	教育委員会事務局福利・給与課		電 話 番 号	059-224-2939
条例の概要	市町村立学校職員給与負担法の規定に基づき、市町村立学校職員並びにその遺族に対し支給する退職年金及び退職一時金について必要な事項を定めるものである。			条例の 類型 法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方公務員の給与とその他の勤務条件については、住民自治の原則に基づき県民の代表である議会の議決による住民の同意が必要であり、現在でも妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	住民自治の原則に基づき、条例を制定する必要がある。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	現在受給中の遺族がいる。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	市町村立学校職員給与負担法第3条により、条例での規定が必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	市町村立学校職員給与負担法第1条及び第3条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	市町村立学校職員給与負担法第1条の規定に基づくものである。	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	市町村立学校職員給与負担法第1条の規定に基づくものである。	
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	廃止した場合、退職年金等の支給ができなくなるおそれがある。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	追加すべき規定はない	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	重複はない	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	適正である	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	退職年金等の支給対象者は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する学校職員であり、限定的なものである。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正を検討する。	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考えるが、条項ずれの対応が必要である。		無